



Keio University
1858
CALAMVS
GLADIO
FORTIOR



2006年9月1日

慶應義塾大学病院での喫煙について

平成15年健康増進法の施行に伴い、病院等では受動喫煙防止策を講じることが法制化されました。喫煙は、喫煙者本人の健康を害するばかりでなく、間接喫煙により非喫煙者にも健康被害をもたらすことから、禁煙の推進が社会の趨勢となっています。

慶應義塾大学病院は患者の皆様の健康を考えなければならない医療施設であり、皆様の健康を守り、疾病を予防するという観点から、病院敷地内禁煙に踏み切ることにいたしました。平成18年6月1日より「レストラン百花百兆」前喫煙場所以外を禁煙にいたしました。これに引き続き、平成18年12月1日より慶應義塾大学病院敷地内を全面禁煙とさせていただきます。

(敷地内とは、建物内のみならず、駐車場を含め病院敷地全体を示します。)

禁煙の必要性をご理解頂き、より健康的な生活を送るきっかけとなれば幸いです。ご協力の程、よろしくお願い致します。

なお、新宿区では平成17年8月1日より路上喫煙が禁止されております。道路で立ち止まって喫煙することや歩きながらの喫煙、自転車等の乗車中に喫煙することも禁止されております。

病 院 長